

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム
共和国との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の促進	一
3	投資の許可	一
4	投資の保護	一
5	一般的待遇	二
6	義務の遵守	二
7	特定措置の履行要求	二
8	収用及び補償	二
9	損失又は損害	二
10	代位	二
11	資金の移転	三
12	利益の否認	三
13	一般的例外及び安全保障のための例外	三
14	知的財産権	三
15	租税	三

16	一時的なセーフガード措置	三
17	信用秩序の維持のための措置	四
18	一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争の解決	四
19	両締約国間の紛争の解決	四
20	投資に関する合同委員会	四
21	最終規定	四
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十七年（二千十五年）八月に日本国とイランとの間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年九月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十八年（二千十六年）二月五日に東京において、我が方岸田外務大臣と先方タイエブニア経済財務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「企業」、「投資活動」、「領域」等について定義している（第一条）。

2 投資の促進

いずれの一方の締約国も、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において投資を行うよう奨励すること等について規定している（第二条）。

3 投資の許可

いずれの一方の締約国も、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について規定している（第三条）。

4 投資の保護

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を与えること等について規定している（第

四條)。

5 一般的待遇

一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する旨規定している(第五條)。

6 義務の遵守

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守する旨規定している(第六條)。

7 特定措置の履行要求

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家による投資に対し、輸出の制限等に係る差別的でない措置を課してはならない旨規定している(第七條)。

8 収用及び補償

いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、収用、国有化等が公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場合を除くほか、他方の締約国による収用、国有化等の対象としてはならない旨規定している。また、収用、国有化等に伴う補償の額は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。(第八條)

9 損失又は損害

いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域における武力紛争等により自己の投資財産について損失等を被るものは、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によって与えられること等について規定している(第九條)。

10 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約等に基づいて支払が行われることによって投資家を代位する場合について規定し

ている（第十条）。

11 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域からの資金の移転であつて、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること等について規定している（第十一条）。

12 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて企業であるものが当該一方の締約国と外交関係を有していない第三国の投資家によつて所有され、又は支配されていること等を立証する場合には、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨規定している（第十二条）。

13 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、一方の締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公の秩序の維持、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない旨規定している（第十三条）。

14 知的財産権

両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与えること等について規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定により当該一方の締約国が第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。（第十四条）

15 租税

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先する旨規定している（第十五条）。

16 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる旨規定している（第十六条）。

17 信用秩序の維持のための措置

締約国は、金融システムの安定性を確保し、及び維持するため、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない旨規定している（第十七条）。

18 一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争の解決

一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争が解決されない場合には、当該紛争は、当該他方の締約国の権限のある裁判所、特別の仲裁廷又は国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて設置される仲裁廷のいずれかに付託されること等について規定している（第十八条）。

19 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が協議により解決されない場合には、仲裁廷に付託すること等について規定している（第十九条）。

20 投資に関する合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する旨規定している（第二十条）。

21 最終規定

この協定は、両締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告し、その通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面によりこの協定の終了の通告を行う場合には、当該通告の受領の後六箇月で終了したものとし、この協定の規定は、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の終了の後、更に十年の期間適用する旨規定している。さらに、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の

三 協定の実施のための国内措置

締約国の法令に従って取得されたものについても適用すること等について規定している。(第二十一条)
この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。